

## 千葉県農政審議会運営等規程の一部改正について

## 1 改正の趣旨

行政手続等における押印の見直し等、昨今の情勢を踏まえて、議事録署名人の手続きを簡素化する。

## 2 改正の内容

議事録の押印の廃止

## 【新旧対照表（案）】

改正案	現行
<p>第1条から第4条（略） （議事録）</p> <p>第5条 審議会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>一 会議の日時及び場所 二 会議に出席した委員の氏名 三 議事及び報告事項並びに議事の結果 四 その他必要事項</p> <p>2 会議の議事録には、議事録署名人の署名がなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成26年11月13日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、令和6年〇月〇日から施行する。</p>	<p>第1条から第4条（略） （議事録）</p> <p>第5条 審議会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>一 会議の日時及び場所 二 会議に出席した委員の氏名 三 議事及び報告事項並びに議事の結果 四 その他必要事項</p> <p>2 会議の議事録には、議事録署名人の署名<u>押印</u>がなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成26年11月13日から施行する</p>